



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (9)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第14号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「知事、副知事」を「知事及び副知事に」に、「又は」を「又は知事及び副知事がともに」に、「子ども政策監、危機管理監及び出納局長」を「戦略調整監及び会計局長」に改める。

第4条第1項中「課長」を「課長(戦略調整監所属に置く主幹を含む。第7条第1項において同じ。)」に改め、同条第2項中「主幹(」を「主幹(戦略調整監所属に置く主幹を除く。)」に改める。

第5条第1項中「又は」を「又は副知事が」に改め、同条第2項中「子ども政策室長、危機管理室長及び総合政策室長」を「総合政策局長、危機管理・くらし安心局長及び観光交流局長」に改める。

第6条第1項中「次長」を「次長(戦略調整監所属にあつては主幹)」に改める。

第7条第1項中「課長補佐(」を「課長補佐(戦略調整監所属にあつては主幹補佐、)」に、「場合は、」を「場合は」に改め、同条第2項中「、課内室の室長」を「及び課内室の室長に」に改め、同条第3項中「、室長等」を「及び課内室の室長等に」に改める。

第12条第2項中「知事直轄の組織及び出納局」を「会計局」に改める。

第13条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第1及び別表第3の総合支庁課長専決事項のうち課内室の室長が掌理する事務については、室長限りで専決することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) 人事、給与及び服務に関すること(旅行命令及び復命に関すること並びに時間外勤務命令及び休日勤務命令に関するもののうち室長以外の所属職員に係るものを除く。)

(2) 予算の執行に関連のあること。

第14条第1項中「又は」を「又は総合支庁長が」に改め、同条第2項中「出来ない」を「できない」に改める。

第15条第2項及び第16条第2項中「出来ない」を「できない」に改める。

別表第1人事・サービスの項中

「部長及びこれに相当する職にある職員（以下「部長等」という。）に係るもの」を「部長等に係るもの」に改め、同項第1項中「次長及びこれ」を「部長、次長及びこれら」に改め、

同表人事・サービスの項第2項中「次長等」を「部長等」に改め、同表人事・サービスの項中第15項を第16項とし、同表人

事・サービスの項第14項中「部長等に係るもの」を「部長等に係るもの」に改め、同項を同表人事・

サービスの項第15項とし、同表人事・サービスの項第13項中「部長等に係るもの」を「部長等に係るもの」に改め、同項を同表人事・

サービスの項第14項とし、同表人事・サービスの項中第12項を第13項とし、同表人事・服

務の項第11項中「部長等に係るもの」を「部長等に係るもの」に改め、同項を同表人事・サービスの項

第12項とし、同表人事・サービスの項第10項中「部長等に係るもの」を「部長等に係るもの」に改め、同項を同表人事・服

務の項第11項とし、同表人事・サービスの項第9項中

「部長等に係るもの」

を

「部長等に係るもの」

に、「次長等」を「部長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第10項とし、

同表人事・サービスの項第8項中

「部長等に係るもの」

を

「部長等に係るもの」

に、「次長等」を「部長等」に改め、同項を同

表人事・サービスの項第9項とし、同表人事・サービスの項第7項中

「部長等に係るもの」

を

「部長等に係るもの」

に、「次長等」

を「部長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第8項とし、同表人事・サービスの項中第6項を第7項とし、同表人事・サービスの項第5項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」を削り、「行なう」を「行う」に改め、「の承認」

を削り、

「部長等に係るもの」

を

「部長等に係るもの」

に、「次長等」を「部長等」に改め、同項を同表人事・サービスの項第

6項とし、同表人事・サービスの項第4項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」を削り、「行なう」を「行う」に改め、「の承認」を削り、同項を同表人事・サービスの項中第5項とし、同表人事・サービスの項第3項の次に次の1項を加える。

4	時間外勤務代休時間の指定に関すること。		所属職員に係るもの			所属職員に係るもの	
---	---------------------	--	-----------	--	--	-----------	--

別表第1臨時職員の項第2項及び第3項中「日々雇用職員のうち」を削り、同表財務の項第15項中「児童手当並びに児童手当法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する給付」を「子ども手当」に改め、同表の備考第1項中「行使する」を「行使することができる」に改め、同項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
総務部総合政策局各課	総合政策局長
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	危機管理・くらし安心局長
商工観光部観光交流局各課	観光交流局長

別表第1の備考第2項中「課に掲げる」を「課に係る」に改め、同項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
戦略調整監所属 総務部総合政策局各課	総務部長
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	生活環境部長
商工観光部観光交流局各課	商工観光部長

別表第1の備考第3項の表中「、西村山用地課」、「、北村山用地課」及び「、西置賜用地課」を削り、別表第1の備考第4項の表中「、野川水系ダム管理課」を削り、別表第1の備考第5項中「土木部各課（建設企画課及び交通政策課を除く。）」を「県土整備部各課」に改め、同項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
総務部秘書広報課、行政改革課、学事文書課	人事課長
戦略調整監所属、総務部総合政策局地域・交通政策課、情報企画課	政策企画課長
生活環境部地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課	生活文化課長
生活環境部危機管理・くらし安心局各課	危機管理課長
子育て推進部各課	子育て支援課長
健康福祉部地域医療対策課	健康福祉企画課長
商工観光部各課	産業政策課長
農林水産部新農業推進課、農業経営課	農政企画課長
農林水産部農村整備課	農山漁村計画課長
農林水産部エコ農業推進課、畜産課	生産技術課長
県土整備部各課	管理課長
会計局各課	会計局会計課長

総合支庁総務企画部各課	総合支庁総務企画部 総務課長
総合支庁保健福祉環境部各課（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）	総合支庁総務企画部 総務課長
総合支庁保健福祉環境部各課（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）	総合支庁保健福祉環 境部保健企画課長
総合支庁産業経済部各課	総合支庁産業経済部 産業経済企画課長
総合支庁建設部各課	総合支庁建設部建設 総務課長

別表第1の備考第6項の表中「、西村山用地課」、「、北村山用地課」、「、西置賜用地課」及び「、野川水系ダム管理課」を削り、別表第1の備考第7項の表中「、野川水系ダム管理課」を削り、同項を別表第1の備考第8項とし、別表第1の備考第6項の次に次の1項を加える。

7 次の表の左欄に掲げる課に係る財務の項第15項に掲げる事務については、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左 欄	右 欄
県土整備部建設企画課、用地課、空港港湾課	管理課長
県土整備部下水道課	都市計画課長
県土整備部砂防・災害対策課	河川課長

別表第2中 「部等名」 を 「部名」 に改め、同表中知事直轄の組織の項を削り、総務部の項中

職員厚生課	年金に関するこ と。		1 恩給及び退 職年金の裁定 (遺族扶助料 を除く。)に 関すること。	を
-------	---------------	--	---	---

総務厚生課	年金に関するこ と。		1 恩給及び退 職年金の裁定 (遺族扶助料 を除く。)に 関すること。	
-------	---------------	--	---	--

源泉徴収等に関する こと。			1 所得税の源泉徴収並びに県民税及び市町村民税の特別徴収（総務厚生課長が支出命令を行った報酬、給料、職員手当等及び賃金に係るものに限る。）に関する こと。
旅費の計算に関する こと。			1 旅費（東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び小国警察署の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員に対して支給するものを除く。）の手計算に関する こと。
臨時職員等に関する こと。			1 再任用職員、再任用短時間職員、任期付短時間勤務職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員に係る社会保険に関する こと。

に、

議会に関する こと。			1 県議会議決事項の報告に関する こと。
---------------	--	--	-------------------------

を

議会に関する こと。			1 県議会議決事項の報告に関する こと。
---------------	--	--	-------------------------

学事文書課	学校教育法に関すること。		1 第4条（第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校及び各種学校の設置廃止等認可に関すること。	
			2 第130条の規定による専修学校の設置廃止等の認可に関すること。	
	産業教育振興法に関すること。	1 第14条第2項の規定による教育委員会規則の制定の協議に関すること。		
	私立学校審議会に関すること。	1 私立学校審議会の定める運営細目の承認に関すること。		

に、

「市町村支援課」を「総合政策局市町村課」に、

	市町村債に関すること。		1 市町村債の同意等に関すること。	
--	-------------	--	-------------------	--

を

	市町村債に関すること。		1 市町村債の同意等に関すること。	
総合政策局統計企画課	山形県統計調査条例に関すること。		1 第2条第3項の規定による基幹統計調査の指定に関すること。	
			2 第11条の規定による委託による統計の作成等に関すること。	

に改め、同項危機管理室生活

安全調整課の項、危機管理室食品安全対策課の項、総合政策室情報企画課の項及び総合政策室統計企画課の項を削

り、同表文化環境部の項中 文化環境部 を 生活環境部 に改め、同表中

		山形県立自然公園条例に関する こと。		1 第7条第2 項の規定による公園事業の 決定に関する こと。	
健康福祉部	健康福祉企画課	医療法に関する こと。			1 第4条第1 項の規定による地域医療支援病院の名称の 使用の承認に関する こと。
					2 第7条第1 項から第3項 までの規定による病院等の 開設等の許可に関する こと。
		医学に関する こと。		1 医学の研究 に関する こと。	
地域福祉課	生活保護法に関する こと。			1 第41条第2 項の規定による保護施設の 設置の許可に関する こと (第一種社会福祉事業に係 るものに限る。)	を
				2 第42条の規 定による保護施設の 休止又は廃止の認可 に関する こと。	
		未帰還者に関する 特別措置法に関する こと。		1 第2条第1 項及び第3項 の規定による戦時死亡 宣告の請求及び取消 しの請求に関する こと。	

	施設事務費に関する こと。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、長寿社会課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関する こと。	
	旧軍人等の叙勲 等に関する こと。		1 旧軍人、軍属等の叙位叙勲に関する こと。	

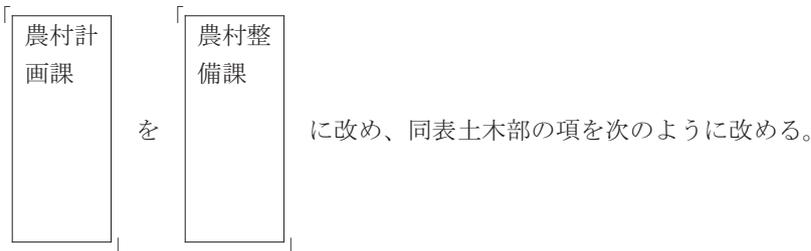
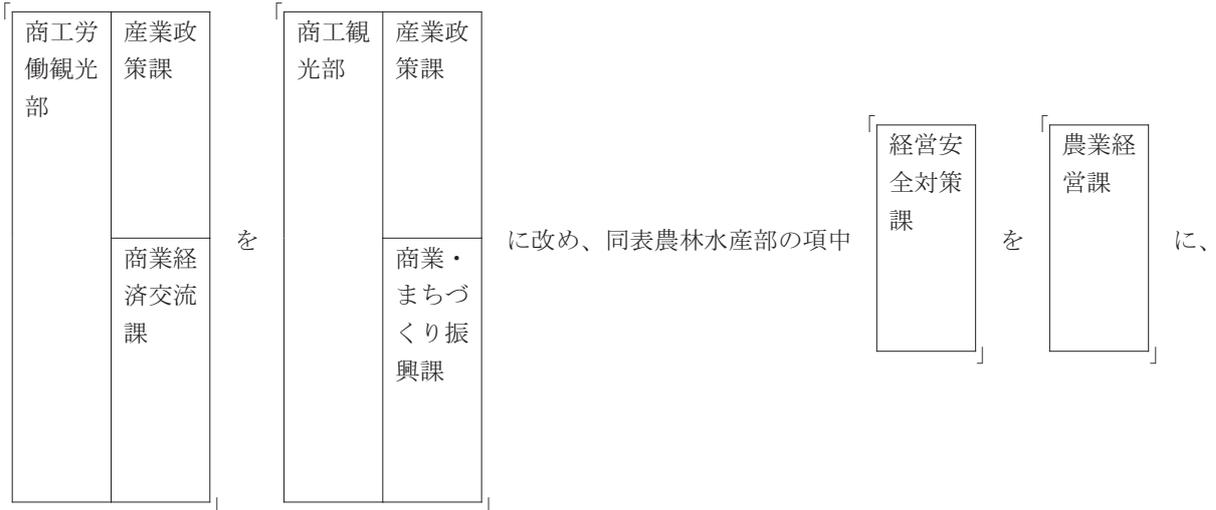
	山形県立自然公園 条例に関する こと。		1 第7条第2項の規定による公園事業の決定に関する こと。	
危機管理・くらし安心局くらし安心課	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に関する こと。		1 第4条第1項、第2項及び第4項の規定による売渡しに係る指示、命令及び裁定に関する こと。	
		国民生活安定緊急措置法に関する こと。	1 第6条第3項の規定による公表に関する こと。	
			2 第7条第1項の規定による指定物資に係る標準価格に関する こと。	
		3 第7条第2項の規定による公表に関する こと。		
危機管理・くらし安心局食品安全対策課	水道法に関する こと。		1 第6条第1項の規定による水道事業の認可に関する こと。	

				2 第10条の規定による水道事業の変更の認可に関する こと。	
				3 第11条（第31条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止又は廃止の許可に関する こと。	
				4 第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に関する こと。	
				5 第26条の規定による水道用水供給事業の認可に関する こと。	
				6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関する こと。	
子育て推進部	子ども家庭課	児童福祉法に関する こと。		1 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関する こと（第二種社会福祉事業に係るものを除く。）。	

		児童福祉法施行規則に関すること。			1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること（第二種社会福祉事業に係るものを除く。）。	に改め、同表健康福
		母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。		1 第13条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関すること。		
				2 第16条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による一時償還の請求に関すること。		
		山形県保母修学資金貸与条例に関すること。		1 第8条の規定による返還債務の免除に関すること。		
		施設事務費に関すること。		1 社会福祉施設（健康福祉企画課、長寿社会課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。		
健康福祉部	健康福祉企画課	生活保護法に関すること。		1 第41条第2項の規定による保護施設の設置の許可に関すること（第一種社会福祉事業に係るものに限る。）。		

			2 第42条の規定による保護施設の休止又は廃止の認可に関すること。	
	未帰還者に関する特別措置法に関すること。		1 第2条第1項及び第3項の規定による戦時死亡宣告の請求及び取消しの請求に関すること。	
	施設事務費に関すること。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、長寿社会課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関すること。	
	旧軍人等の叙勲等に関すること。		1 旧軍人、軍属等の叙位叙勲に関すること。	
地域医療対策課	医療法に関すること。			1 第4条第1項の規定による地域医療支援病院の名称の使用の承認に関すること。
				2 第7条第1項から第3項までの規定による病院等の開設等の許可に関すること。
	医学に関すること。		1 医学の研究に関すること。	

社部の項長寿社会課の項及び障がい福祉課の項中「地域福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、同表中



県土整備部	用地課	公有水面埋立法に関すること（湖沼に係るものに限る。）。	1 第6条第3項の規定による裁定に関すること。	1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること。	
				2 第13条の2第1項の規定による埋立区域の縮小等の許可に関すること。	
				3 第14条第1項の規定による土地立入等の許可に関すること。	
				4 第16条第1項の規定による公有水面の埋立権の譲渡の許可に関すること。	
				5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。	

			6 第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示前の埋立地の使用許可に關すること。	
			7 第27条第1項の規定による所有權の移轉等の許可及び同条第3項の規定による協議に關すること。	
			8 第30条の規定による災害防止に關する命令に關すること。	
			9 第31条の規定による工作物等の除去命令に關すること。	
			10 第33条の規定による事實更正等の措置に關すること。	
			11 第35条の規定による原状回復義務の免除に關すること。	
	国有財産法に關すること（生産技術課及び空港港湾課に係るものを除く。）。		1 第8条第1項の規定による国土交通省所管に係る国有財産の引継ぎに關すること。	
			2 第12条の規定による国土交通省所管に係る国有財産の所管換えに關すること。	

		3 第27条の規定による国土交通省所管に係る国有財産の交換に関すること。	
土地収用法に関すること。		1 第15条の7の規定による仲裁に関すること。	1 第15条の2の規定によるあつせんに関すること。
		2 第16条の規定による事業の認定に関すること。	2 第19条の規定による申請書の欠陥の補正等に関すること。
		3 第32条第1項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立てに関すること。	3 第21条第1項の規定による意見の聴取に関すること。
		4 第34条の規定による収用又は使用の手続の開始の申立てに関すること。	4 第22条の規定による意見の聴取に関すること。
		5 第39条第1項の規定による収用又は使用の裁決の申請に関すること。	
		6 第46条の4項の規定による見積りによる補償金の支払いに関すること。	
		7 第47条の3第1項の規定による明渡裁決の申立てに関すること。	
		8 第116条の規定による協議の確認の申請に関すること。	

			9 第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用に関すること。	
			10 第123条の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用に関すること。	
			11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。	
	国土利用計画法に関すること。	1 第24条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関すること。	
		2 第26条の規定による公表に関すること。	2 第31条第1項の規定による勧告に関すること。	
			3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関すること。	
	国土利用計画法施行令に関すること。		1 第9条の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関すること。	
都市計画課	都市計画法に関すること。	1 第59条第4項の規定による都市計画事業の認可に関すること。	1 第55条の規定による事業予定地の指定、買取りの申出及び買取りの相手方の決定に関すること。	

		2 第81条の規定による監督処分に関すること（別に定めるものを除く。）。	2 第63条第1項の規定による事業計画変更の認可に関すること。	
			3 第64条第1項の規定による地位の承継の承認に関すること。	
	都市緑地法に関すること。		1 第7条第6項の規定による裁決の申請に関すること。	
	景観法に関すること。		1 第17条第4項の規定による期限の延長及び通知に関すること。	
			2 第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定に関すること。	
			3 第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状変更の許可に関すること。	
			4 第23条第2項の規定による景観重要建造物の原状回復に関すること。	
			5 第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除に関すること。	
			6 第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関すること。	

	7 第31条第1項の規定による景観重要樹木の現状変更の許可に関すること。	
	8 第35条第1項及び第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除に関すること。	
	9 第38条の規定による管理協定の認可に関すること。	
	10 第45条の規定による報告に関すること。	
	11 第78条第2項の規定による報告等に関すること。	
	12 第83条第1項の規定による景観協定の認可に関すること。	
	13 第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可に関すること。	
	14 第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可に関すること。	
	15 第90条第2項の規定による景観協定の認可に関すること。	
	16 第92条第1項の規定による景観整備機構の指定に関すること。	

			17 第95条第1項の規定による報告に関すること。	
			18 第95条第3項の規定による指定の取消しに関すること。	
	山形県景観条例に関すること。		1 第8条の規定による景観形成重点地域の指定に関すること。	
			2 第16条第2項の規定による公表に関すること。	
			3 第16条第3項の規定による意見陳述に関すること。	
			4 第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定に関すること。	
			5 第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。	
下水道課	共同溝の整備等に関する特別措置法に関すること。		1 第12条の規定による共同溝の占用の許可の申請をすること。	
			2 第17条の規定による占用の許可に基づく権利及び義務の譲渡をすること。	
道路課	軌道法に関すること。		1 第10条の規定による運輸の開始の認可に関すること。	

			2 第11条第1項の規定による運転速度及び度数の決定の認可に関すること。	
	軌道法施行令に関すること。		1 第6条の規定による工事方法等の変更の認可等に関すること。	
河川課	公有水面埋立法に関すること（生産技術課、用地課及び空港港湾課に係るものを除く。）。	1 第6条第3項の規定による補償等の裁定に関すること。	1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること。	
			2 第13条の2第1項の規定による埋立区域の縮小等の許可に関すること。	
			3 第14条第1項の規定による土地立入等の許可に関すること。	
			4 第16条第1項の規定による公有水面の埋立権の譲渡の許可に関すること。	
			5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。	
			6 第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示前の埋立地の使用許可に関すること。	

			7 第27条第1項及び第3項の規定による所有権の移転等の許可及び協議に関すること。	
			8 第30条の規定による災害防止に関する命令に関すること。	
			9 第31条の規定による工作物等の除去命令に関すること。	
			10 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。	
			11 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関すること。	
	水防法に関すること。	1 第13条第1項の規定による水防信号に関すること。	1 第4条の規定による水防管理団体の指定に関すること。	
	河川法に関すること。	1 第5条の規定による二級河川の指定に関すること。	1 第6条の規定による区域の指定、指定の変更及び廃止に関すること。	
			2 第79条の規定による国土交通大臣の認可等を要する処分に係る認可等の申請に関すること。	
	河川法施行令に関すること。		1 第45条第5号の規定による処分及び許可に関すること。	

	山形県河川流水 占用料等徴収条 例に関する事 （別に定めるも のを除く。）。		1 第3条の規 定による流水 占用料等の減 免に関する事 と。	
砂防・ 災害対 策課	土砂災害警戒区 域等における土 砂災害防止対策 の推進に関する 法律に関する事 と。		1 第6条第1 項の規定によ る土砂災害警 戒区域の指定 及び同条第6 項の規定によ る指定の解除 に関する事 と。	
			2 第8条第1 項の規定によ る土砂災害特 別警戒区域の 指定及び同条 第8項の規定 による指定の 解除に関する こと。	
空港港 湾課	公有水面埋立法 に関する事 （港湾区域に係 るものに限 る。）。	1 第6条第3 項の規定によ る裁定に関する こと。	1 第2条第1 項の規定によ る公有水面埋 立の免許に関 すること。	
			2 第13条の2 第1項の規定 による埋立区 域の縮小等の 許可に関する こと。	
			3 第14条第1 項の規定によ る土地立入等 の許可に関する こと。	
			4 第16条第1 項の規定によ る公有水面の 埋立権の譲渡 の許可に関する こと。	
			5 第22条第1 項の規定によ る竣功認可に 関すること。	

			6 第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示前の埋立地の使用許可に関すること。	
			7 第27条第1項及び第3項の規定による所有権の移転等の許可及び協議に関すること。	
			8 第30条の規定による災害防止に関する命令に関すること。	
			9 第31条の規定による工作物等の除去命令に関すること。	
			10 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。	
			11 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関すること。	
	国有財産法に関すること。		1 第8条第1項の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の引継ぎに関すること。	

			<p>2 第12条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の所管換えに関すること。</p>	
			<p>3 第27条の規定による港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全施設若しくは公共海岸である国有財産の交換に関すること。</p>	
		<p>山形県港湾施設管理条例に関すること。</p>	<p>1 第13条本文の規定による港湾施設の占用の許可に関すること（国土交通大臣の承認に係るものに限る。）。</p>	
			<p>2 第14条第1項本文の規定による港湾施設の占有の変更の許可に関すること（国土交通大臣の承認に係るものに限る。）。</p>	

			3 第15条において準用する第12条ただし書の規定による転貸等の許可に関すること（国土交通大臣の承認に係るものに限る。）。	
建築住宅課	建築基準法に関すること。	1 第6条第1項第4号の規定による区域の指定に関すること。		
		2 第22条第1項の規定による区域の指定に関すること。		
		3 第46条第1項の規定による壁面線の指定に関すること。		
	建築士法に関すること。			1 第9条第1項の規定による免許の取消しに関すること。
	新住宅市街地開発法に関すること。		1 第22条第1項の規定による処分計画の認可に関すること。	
			2 第46条の規定による施行計画の認可に関すること。	
	山形県営住宅条例に関すること。		1 第24条第3項及び第4項の規定による金銭の額の決定に関すること。	
		2 第24条の2第4項の規定による金銭の額の決定に関すること。		

			3 第26条の規定による県営住宅の使用の許可に関する こと。	
			4 第26条の2第1項の規定による使用料の額の決定に関する こと。	

別表第2中

出納局	総務課
	経理課

を

会計局	会計課
-----	-----

に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

		6 第20条において準用する第12条第1項の規定による移転の許可に関する こと。	6 第28条第2項の規定による通報の受理に関する こと。	を
--	--	---	---------------------------------	---

		6 第20条において準用する第12条第1項の規定による移転の許可に関する こと。	6 第28条第2項の規定による通報の受理に関する こと。
宗教法人法に関する こと（最上総合支庁に限 る。）。			1 第12条第1項の規定による規則の認 証に関する こと。

		2 第26条第1項の規定による規則の変更の認証に関すること。
		3 第33条の規定による合併の認証に関すること。
		4 第44条第1項の規定による任意解散の認証に関すること。
		5 第78条の2第1項の規定による報告及び質問に関すること。
		6 第79条第1項の規定による公益事業以外の事業の停止命令に関すること。
		7 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。
		8 第81条第1項の規定による解散請求に関すること。
		9 宗教法人に関する各種証明等に関すること。
不当景品類及び不当表示防止法に関すること（置賜総合支庁を除く。）	1 第9条第2項の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。	

に改め、同部の項中

税務課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課	を	税務課、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課	に、	宗教法人法に関すること。	を	宗教法人法に関すること（最上総合支庁を除く。）。	に改め、同部の項総合支庁長専決
地域支援課		地域振興課		不当景品類及び不当表示防止法に関すること。		不当景品類及び不当表示防止法に関すること（置賜総合支庁に限る。）。	
				山形県青少年健全育成条例に関すること。		山形県青少年健全育成条例に関すること（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。	

事項の欄中「第6条第1項（第6項）」を「第6条第4項（第7項）」に改め、同表保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第12項を第14項とし、第8項から第11項までを2項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の2項を加える。

8 第34条の14の規定による家庭的保育事業の届出の受理等に関すること。

9 第34条の16第1項の規定による家庭的保育事業に係る報告の徴収等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項麻薬及び向精神薬取締法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の1項を加える。

13 第50条の38第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項中	栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。	を	栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。	に、
	栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。		栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。	

健康増進法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
--------------------------	--	-----------------------------	--

を

健康増進法に関すること（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。		1 第19条の規定による栄養指導員の任命に関すること。	
民生委員法に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第17条の規定による指揮監督に関すること。	
		2 第18条の規定による指導訓練に関すること。	
社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。	1 第43条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。	1 第31条第4項（第43条第2項、第46条第4項及び第49条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に関すること。	1 第58条第2項第1号の規定による報告の徴収に関すること。
	2 第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関すること。	2 第73条第1項の規定による許可（募集地域が所管区域内に係るものに限る。）に関すること。	2 第62条第1項の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。
	3 第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告並びに同条第3項の規定による返還命令に関すること。		3 第63条第1項の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関すること。

<p>4 第62条第2項の規定による許可（軽費老人ホーム、障害者支援施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関する事</p>		<p>4 第64条の規定による届出の受理（軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関する事</p>
<p>5 第63条第2項の規定による許可（軽費老人ホーム、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、婦人保護施設及び事業授産施設に係るものに限る。）に関する事</p>		<p>5 第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出の受理に関する事</p>
<p>6 第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可に関する事</p>		<p>6 第68条の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可を受けた者の事業の変更及び廃止の届出の受理に関する事</p>
<p>7 第70条の規定による調査（健康福祉部長が指定するものを除く。）に関する事</p>		<p>7 第69条の規定による届出の受理に関する事</p>

に改め、同部の項地域保健予防課の項

	8 第71条の規定による改善命令に関すること。		8 第73条第3項の規定による報告の受理（募集地域が所管区域内に係るものに限る。）に関すること。
戦傷病者特別援護法に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第4条の規定による戦傷病者手帳の交付に関すること。
			2 第5条の規定による戦傷病者手帳の記載事項の訂正に関すること。
			3 第6条の規定による戦傷病者手帳の返還命令に関すること。
戦傷病者特別援護法施行令に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第6条の規定による戦傷病者手帳の再交付に関すること。
戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第5条の規定による死亡の届出の受理に関すること。
			2 第13条第1項の規定による更生医療券の交付に関すること。
			3 第15条第1項の規定による補装具交付券及び補装具修理券の交付に関すること。

			4 第17条の規定による手帳の交付、更生医療の給付並びに補装具の支給及び修理に関する請求の却下の通知に関すること。
知事感謝状に関すること（最上総合支庁に限る。）。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		

中

栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）。 栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）。	を	栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁に限る。）。 栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（村山総合支庁に限る。）。	に、	健康増進法に関すること。	を	健康増進法に関すること（村山総合支庁に限る。）。	に改め、同部の
---	---	---	----	--------------	---	--------------------------	---------

項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること。の項を次のように改める。

児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。	1 第24条の15第1項の規定による指定施設設置者等に対する報告の徴収等に関すること。	1 第24条の15第2項の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	1 第24条の2第1項の規定による指定知的障害児施設等の指定に関すること。
	2 第24条の16第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。		2 第24条の13の規定による届出の受理に関すること。

		3 第24条の14の規定による届出の受理に関すること。
--	--	-----------------------------

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法施行規則に関すること。の項及び保育所運営負担金に関すること。の項を削り、同課の項中

「民生委員法に関すること。」を「民生委員法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」に、「社会福祉法に関すること。」を「社会福祉法に関すること（子育て推進部で所掌するものを除く。）（庄内総合支庁に限る。）。」に改め、「婦

人保護施設」を削り、児童扶養手当法に関すること。の項を削り、

「戦傷病者特別援護法に関すること。」	「戦傷病者特別援護法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」	を	に改め、母子及び寡婦福祉法に関すること。の項、母子及び寡婦福
「戦傷病者特別援護法施行令に関すること。」	「戦傷病者特別援護法施行令に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」		
「戦傷病者特別援護法施行規則に関すること。」	「戦傷病者特別援護法施行規則に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」		

祉法施行令に関すること。の項及び山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関すること。の項を削り、

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものを除く。）。」に改め、障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁長専決事項

の欄中第5項を第6項とし、第1項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

- 1 第11条第1項及び第2項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項中 「知事感謝状に関すること。」を「知事感謝状に関すること（庄内総合支庁に限る。）。」に改め、同部

の項中

「	母体保護法に関すること。		1 第15条第2項の規定による講習の認定に関すること。	
	児童福祉法に関すること。		1 第20条第1項の規定による療育の給付の決定に関すること。	
			2 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。	
			3 第56条第5項及び第7項の規定による支払命令等に関すること。	
	母子保健法に関すること。		1 第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定又は費用の支給の決定に関すること。	
			2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関すること。	を
	障害者自立支援法に関すること (育成医療に係るものに限る。)	1 第9条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第9条第2項(第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
		2 第10条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	2 第52条第1項の規定による支給認定に関すること。	

	3 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	3 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。	
		4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。	

栄養士法に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）。			1 第2条第1項の規定による栄養士の免許に関すること。
			2 第3条の2第1項の規定による栄養士名簿に関すること。
			3 第4条第2項の規定による栄養士免許証の交付に関すること。
栄養士法施行令に関すること（住所地が県外にある者に係るものを除く。）（最上総合支庁に限る。）。			1 第5条第1項の規定による栄養士免許証の書換え交付に関すること。
			2 第6条第1項の規定による栄養士免許証の再交付に関すること。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること（最上総合支庁に限る。）。		1 第18条第1項及び第4項の規定による通知及び確認に関すること。	

	2 第19条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。	
	3 第20条（第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の勧告及び措置に関すること。	
	4 第22条第1項及び第4項の規定による患者の退院及び確認に関すること。	
	5 第21条の規定による移送に関すること。	
	6 第28条の規定によるねずみ族等の駆除の命令及び指示に関すること。	
	7 第29条の規定による物件に係る措置の命令及び指示に関すること。	
	8 第30条の規定による死体の移動の制限等に関すること。	
	9 第37条第1項の規定による医療に要する費用の負担の決定に関すること。	

			10 第37条の2 第1項の規定 による医療に 要する費用の 負担の決定に 関すること。	
			11 第46条の規 定による入院 の勧告又は措 置に関すること。	
			12 第47条の規 定による移送 に関すること。	
			13 第48条第1 項及び第4項 の規定による 入院している 者の退院及び 確認に関す ること。	
			14 第50条第1 項の規定によ る第27条から 第30条まで及 び第35条第1 項に規定する 措置の全部又 は一部の実施 に関すること。	
	健康増進法に 関すること（最 上総合支庁に 限る。）。		1 第19条の規 定による栄養 指導員の任命 に関すること。	
子ども 家庭支 援課	児童福祉法に 関すること。	1 第24条の15 第1項の規定 による指定施 設設置者等 に対する報告 の徴収等に関 すること（最 上総合支庁に 限る。）。	1 第20条第1 項の規定によ る療育の給付 の決定に関す ること。	1 第24条の2 第1項の規定 による指定知 的障害児施設 等の指定に関 すること（最 上総合支庁に 限る。）。

2 第24条の16 第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること（最上総合支庁に限る。）。	2 第24条の15 第2項の規定による職員の身分を示す証明書が発行に関すること（最上総合支庁に限る。）。	2 第24条の13 の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
3 第46条第3項の規定による児童福祉施設に係る改善命令等に関すること。	3 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関すること（第二種社会福祉事業に係るものに限る。）。	3 第24条の14 の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
	4 第56条第2項の規定による費用の徴収に関すること。	4 第34条の3 の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る届出の受理に関すること。
	5 第56条第5項及び第7項の規定による支払命令等に関すること。	5 第34条の4 第1項の規定による児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業に係る報告の徴収等に関すること。
		6 第34条の11 の規定による一時預かり事業の届出の受理等に関すること。

		7 第34条の13 第1項の規定 による一時預 かり事業に係 る報告の徴収 等に関するこ と。
		8 第34条の14 の規定による 家庭的保育事 業の届出の受 理等に関する こと。
		9 第34条の16 第1項の規定 による家庭的 保育事業に係 る報告の徴収 等に関するこ と。
		10 第35条第3 項及び第6項 の規定による 児童福祉施設 の設置、廃止 及び休止の届 出の受理に関 すること（第 二種社会福祉 事業に係るも のに限る。）。
		11 第46条第1 項の規定によ る児童福祉施 設に係る報告 の徴収等に関 すること。
		12 第59条第1 項の規定によ る立入調査等 に関するこ と。
		13 第59条の2 の規定による 認可外保育施 設に係る届出 の受理等に関 すること。

			14 第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設からの報告の受理に関すること。
児童福祉法施行規則に関すること。			1 第37条第4項から第6項までの規定による児童福祉施設に係る変更の届出の受理に関すること（第二種社会福祉事業に係るものに限る。）。
保育所運営負担金に関すること。		1 保育所運営負担金の加算の認定等に関すること。	
社会福祉法に関すること（子育て推進部で所掌するものに限る。）（庄内総合支庁に限る。）。	1 第43条第1項及び第3項の規定による定款の変更の認可及び届出の受理（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関すること。	1 第31条第4項（第43条第2項、第46条第4項及び第49条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に関すること。	1 第58条第2項第1号の規定による報告の徴収に関すること。
	2 第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関すること。	2 第73条第1項の規定による許可（募集地域が所管区域内に係るものに限る。）に関すること。	2 第62条第1項の規定による届出の受理（婦人保護施設に係るものに限る。）に関すること。
	3 第58条第2項第2号及び第3号の規定による勧告並びに同条第3項の規定による返還命令に関すること。		3 第63条第1項の規定による届出の受理（婦人保護施設に係るものに限る。）に関すること。

に改め、同表産業経済部の項

	<p>4 第62条第2項の規定による許可（婦人保護施設に係るものに限る。）に関する事</p>		<p>4 第64条の規定による届出の受理（婦人保護施設に係るものに限る。）に関する事</p>
	<p>5 第63条第2項の規定による許可（婦人保護施設に係るものに限る。）に関する事</p>		<p>5 第67条第1項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の届出の受理に関する事</p>
	<p>6 第67条第2項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可に関する事</p>		<p>6 第68条の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可を受けた者の事業の変更及び廃止の届出の受理に関する事</p>
	<p>7 第70条の規定による調査（子育て推進部長が指定するものを除く。）に関する事</p>		<p>7 第69条の規定による届出の受理に関する事</p>
	<p>8 第71条の規定による改善命令に関する事</p>		<p>8 第73条第3項の規定による報告の受理（募集地域が所管区域内に係るものに限る。）に関する事</p>
<p>児童扶養手当法に関する事</p>		<p>1 第14条の規定による支給の停止に関する事</p>	<p>1 第4条の規定による手当の支給に関する事</p>
		<p>2 第15条の規定による支払の一時差止めに関する事</p>	<p>2 第6条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関する事</p>

		3 第23条の規定による不正利得の徴収に関すること。	3 第8条の規定による手当の額の改定に関すること。
			4 第16条の規定による未支払の手当の支給に関すること。
			5 第28条の規定による届出等の受理に関すること。
			6 第29条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等に関すること。
			7 第30条の規定による資料の提供等の要求に関すること。
母子及び寡婦福祉法に関すること。		1 第13条（第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの決定に関すること。	
		2 第14条（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの決定に関すること。	
		3 第25条第3項（第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置に関すること。	

母子及び寡婦福祉法施行令に関すること。		1 第8条第5項（第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長に関すること。	1 第11条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の交付の停止及び減額に関すること。
		2 第15条第1項第3号（第38条において準用する場合を含む。）の規定による収益の用途外使用の承認に関すること。	2 第12条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止に関すること。
		3 第17条ただし書（第18条第2項（第38条において準用する場合を含む。）及び第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の免除に関すること。	
		4 第19条（第38条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払の猶予に関すること。	
山形県母子及び寡婦福祉法施行細則に関すること。		1 第4条の2（第18条において準用する場合を含む。）の規定による貸付決定の取消し等に関すること。	1 第5条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による借用書の受理に関すること。

		2 第6条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		3 第7条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による保証人の変更の承認に関すること。
		4 第8条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		5 第8条の2（第18条において準用する場合を含む。）の規定による貸付期間の延長の承認に関すること。
		6 第10条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による貸付けの停止及び減額に関すること。
		7 第12条の2（第18条において準用する場合を含む。）の規定による繰上償還申出書の受理等に関すること。

			8 第16条（第18条において準用する場合を含む。）の規定による償還方法の変更の承認に関すること。
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること（特別児童扶養手当に係るものに限る。）。		1 第11条の規定による支給の停止に関すること。	1 第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定に関すること。
		2 第12条の規定による支払の一時差止めに関すること。	2 第13条の規定による未支払の手当の支給に関すること。
		3 第16条において準用する児童扶養手当法第23条の規定による不正利得の徴収に関すること。	3 第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による手当の額の改定に関すること。
			4 第35条の規定による届出等の受理に関すること。
			5 第36条第1項及び第2項の規定による受給資格者等に対する調査等に関すること。
			6 第37条の規定による資料の提供等の要求に関すること。
母体保護法に関すること。		1 第15条第2項の規定による講習の認定に関すること。	

母子保健法に関すること。		1 第20条第1項の規定による養育医療の給付の決定又は費用の支給の決定に関すること。	
		2 第21条の4第1項の規定による費用の徴収に関すること。	
障害者自立支援法に関すること（育成医療に係るものに限る。）。	1 第9条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	1 第9条第2項（第10条第2項及び第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関すること。	
	2 第10条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	2 第52条第1項の規定による支給認定に関すること。	
	3 第11条第1項の規定による報告の徴収等に関すること。	3 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。	
		4 第57条第1項の規定による支給認定の取消しに関すること。	
山形県青少年健全育成条例に関すること。			1 第25条第1項及び第2項の規定による立入調査等に関すること。

家畜保健衛生課の項獣医療法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「診療施設」を「診療施設（第7条第1項の規定により診療施設とみなされる往診診療者等の住所を含む。）」に改め、同表建設部の項中

<p>請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、野川水系ダム管理課、港湾事務所、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。</p>		<p>1 本庁の商工労働観光部の所管に係る請負契約（工業団地の整備に係るものに限る。）及び本庁の土木部の所管に係る請負契約に関して、請負契約約款の規定に基づくこの表の産業経済部内共通事項請負契約に関する事項の欄に掲げる行為をすること。</p>	<p>を</p>
---	--	---	----------

<p>請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、港湾事務所、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。</p>		<p>1 本庁の商工労働観光部の所管に係る請負契約（工業団地の整備に係るものに限る。）及び本庁の県土整備部の所管に係る請負契約に関して、請負契約約款の規定に基づくこの表の産業経済部内共通事項請負契約に関する事項の欄に掲げる行為をすること。</p>	
---	--	---	--

西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課	不動産登記法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。			1 第43条の規定による土地が河川区域内のものとなった場合の登記等の嘱託に関すること。
				2 第74条第1項（同項第3号に掲げる場合に限る。）の規定による所有権の保存の登記の嘱託に関すること。
				3 第116条第1項の規定による地方公共団体が登記権利者となつてする権利に関する登記の嘱託に関すること。
				4 第116条第2項の規定による地方公共団体が登記義務者となる権利に関する登記の嘱託に関すること。
				5 第117条第2項の規定による登記識別情報の通知に関すること。
				6 第118条第2項の規定による収用による所有権移転の登記の嘱託に関すること。

国有財産法に関すること。		1 第5条の規定による国有財産法施行令第6条第2項第1号カに規定する国有財産の管理（境界の承諾、付替行為及び形状変更行為の承認、国土交通大臣以外の各省各庁の長の使用の承認並びに用途変更に関する）に限る。）に関すること。	
		2 第18条第3項に規定する使用又は収益の許可に関すること（国土交通大臣の協議に係るものを除く。）。	
		3 第31条の2第1項の規定による国有財産法施行令第6条第2項第1号カに規定する国有財産の調査又は測量を行うための立入及び同条第2項の規定による通知等に関すること。	
		4 第31条の3の規定による国有財産法施行令第6条第2項第1号カに規定する国有財産の境界確定の協議等に関すること。	

<p>土地改良法に関すること。</p>		<p>1 第5条第6項（第48条第9項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項、第87条の2第6項、第87条の3第6項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による国有地（国土交通省所管の国有地に限る。以下この項において同じ。）の土地改良事業地域への編入の承認に関すること。</p>	
		<p>2 第50条（第84条、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による国有地の譲与及び国有地への編入に関すること。</p>	
<p>土地収用法に関すること。</p>		<p>1 第11条第2項の規定による許可に関すること。</p>	
		<p>2 第12条第1項の規定による通知に関すること。</p>	

に改め、同部の項用地課、西

		3 第14条第1項の規定による許可に関すること。	
		4 第14条第2項の規定による通知に関すること。	
		5 第28条の2の規定による補償等について周知させるための措置に関すること。	
		6 第35条の規定による土地等の調査等に関すること。	
		7 第36条第1項の規定による土地調書及び物件調書の作成に関すること。	
		8 第95条の規定による権利取得裁決に係る補償の払渡し又は供託等に関すること。	
		9 第97条の規定による明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等に関すること。	
	国有林野の管理経営に関する法律に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。	1 第8条の2第1項の規定による国有林野の無償借受け等の手続に関すること。	
	森林法に関すること（港湾事務所に係るものを除く。）。	1 第27条第1項の規定による保安林の指定の申請に関すること。	1 第27条第1項の規定による保安林の指定の解除の申請に関すること。

土地区画整理法に関すること。		1 第7条（第10条第3項、第17条及び第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通省所管の国有地の土地区画整理事業施行地区への編入の承認に関すること。	
都市計画法に関すること。		1 第32条の規定による公共施設（国土交通省所管の国有財産に限る。）に係る協議に関すること。	
都市再開発法に関すること。		1 第7条の12（第7条の16第2項、第12条第1項、第38条第2項、第53条第4項（第56条において準用する場合を含む。）並びに第58条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定による公共施設（国土交通省所管の国有財産に限る。）に係る同意に関すること。	

公有地の拡大の推進に関する法律に関すること。		1 第6条第1項及び第3項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等に関すること。	
山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例に関すること。		1 第5条の規定による使用料等の免除に関すること。	
山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則に関すること。		1 第7条の規定による承認に関すること。	1 第6条の規定による届出の受理に関すること。
		2 第9条の規定による許可の取消し又は変更に関すること。	2 第8条第2項の規定による届出の受理に関すること。
		3 第10条第1項及び第2項の規定による承認並びに届出の受理及び検査に関すること。	
土地の寄付に関すること。		1 道路、河川等の用に供する土地の寄附（負担付寄附及び条件付寄附を除く。）の受領に関すること。	

村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課の項中「、西村山用地課、北村山用地課及び西置賜用地課」を削り、同部の項建築課の項中

被災建築物応急危険度判定に関すること。		1 被災建築物応急危険度判定士の認定に関すること。	を
---------------------	--	---------------------------	---

被災建築物応急危険度判定に関すること。		1 被災建築物応急危険度判定士の認定に関すること。	
---------------------	--	---------------------------	--

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関すること。			1 第6条第1項の規定による認定（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査の適合証が添付された認定申請に係るものに限る。）に関すること。
			2 第6条第3項の規定による計画の通知に関すること。
			3 第6条第4項の規定による確認済証の交付及び不適合通知書の交付に関すること。
			4 第8条第1項の規定による変更の認定に関すること。
			5 第10条の規定による地位の承継の承認に関すること。

に改め、同部港湾事務所の項国有財産

法に関すること（港湾区域若しくは港湾隣接地域内に所在し、又は港湾管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「土木部交通政策課」を「県土整備部空港港湾課」に改め、同事務所の項不動産登記法に関すること（用地課に係るものを除く。）。の項、国有林野の管理経営に関する法律に関すること（用地課に係るものを除く。）。の項及び森林法に関すること（用地課に係るものを除く。）。の項中「用地課」を「用地課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課」に改め、同事務所の項請負契約に関すること（別に定めるものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「商工労働観光部」を「商工観光部」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同部の項庄内空港事務所の項請負契約に関すること（別に定めるものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「商工労働観光部」を「商工観光部」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同部の項山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、野川水系ダム管理課及び荒沢ダム管理課の項中「野川水系ダム管理課」を削り、同項請負契約に関すること（別に定めるものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「商工労働観光部」を「商工観光部」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同表の備考第1項の表中「保健企画課」を「保健企画課（民生委員法に関する

ること。の項、社会福祉法に関すること。の項、戦傷病者特別援護法に関すること。の項及び戦傷病者特別援護法施行規則に関すること。の項に係る事務を除く。）」に、「(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項、母体保護法に関すること。の項、児童福祉法に関すること。の項、母子保健法に関すること。の項及び障害者自立支援法に関すること(育成医療に係るものに限る。)。の項)」を「(児童福祉法に関すること。の項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項、栄養士法に関すること。の項、栄養士法施行令に関すること。の項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関すること。の項及び健康増進法に関すること。の項に係る事務に限る。)、子ども家庭支援課(児童福祉法に関すること。の項、母体保護法に関すること。の項、母子保健法に関すること。の項及び障害者自立支援法に関すること(育成医療に係るものに限る。)。の項)」に改め、「、西村山用地課」、「、北村山用地課」及び「、西置賜用地課」を削る。

別表第4第1号の表所長又は校長専決事項の欄中第17項を第18項とし、第14項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、同表第13項中「制定」を「決定」に改め、同項を同表第14項とし、同表中第12項を第13項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、同表第5項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」及び「の承認」を削り、同項を同表第6項とし、同表第4項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」及び「の承認」を削り、同項を同表第5項とし、同表第3項の次に次の1項を加える。

4 時間外勤務代休時間の指定に関すること。	
-----------------------	--

別表第4第2号の表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項中第20項を第21項とし、第6項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、同表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第5項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」及び「の承認」を削り、同項を同表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第6項とし、同表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第4項中「勤務時間条例第4条の3の規定による」及び「の承認」を削り、同項を同表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第5項とし、同表(総合支庁、総合療育訓練センター、産業技術短期大学校及び産業技術短期大学校庄内校以外の出先機関の長の共通専決事項)の項第3項の次に次の1項を加える。

4 時間外勤務代休時間の指定に関すること。

別表第4第2号の表(山形空港事務所長の専決事項)の項第3項中「土木部所管」を「県土整備部所管」に改める。

別表第5自動車税事務所の項を削り、同表高度技術研究開発センターの項中

「

副所長	主務課長
-----	------

」を「

主務課長	
------	--

」に改め、同表病虫害防除所の項中「

次長

」を「

--

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成22年4月1日印刷
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056